

始まります！確定申告



書類等の準備はできましたか？

申告相談時の注意点

・申告相談は申告予備日も含め、各旧町単位で行います。

・申告会場では、受付で番号札を受け取り、自分の順番をお待ちください。

【省エネ改修工事とは】
次のイの工事、またはイの工事と併せて行うロ～ニの工事

イ 居室すべての窓の断熱工事

ロ 床の断熱工事

ハ 天井の断熱工事

二 壁の断熱工事

※なお、控除を受けるには建築士や検査機関などの作成する証明書が必要なほか、そのほかの要件も満たすことが必要です。

平成20年分の所得税と平成21年分の住民税の申告相談が2月5日(木)から始まります。

各自の地区指定日に正しく申告できるよう、記載事項をよく読んで準備をしてください。

平成20年分の主な税制改正

(特定の増改築等に係る住宅借入金等特別控除の改正)
住宅借入金等特別控除の適用対象となる増改築等の範囲に、省エネ改修工事が加えられました。

有する支払いを受け、支払先から給与支払報告書が提出されていない方

パソコンを使用して確定申告をしている方

漁業、内職、検針等の受託等)

④事業(小売業等の営業、農業、漁業、内職、検針等の受託等)

⑤不動産収入(家賃、小作料、地代等)があつた方

⑥土地や建物を売り、譲渡所得があつた方

⑦給与収入が2,000万円を超えた方

⑧給与や退職所得以外の所得金額が20万円を超えた方

⑨2カ所以上から給与を受けた方

⑩所得の有無にかかわらず次に該当する方

・国民健康保険加入者(世帯全員の申告が必要となります)

・所得および課税等証明書を必要とする方(他市町村の方に扶養されている方、会社の健康保険に加入している被扶養者など)

・老人福祉施設や居宅サービスの一部も医療費控除の対象になります。

・特定健康診査の結果、医師の指示により行われる保健指導および治療の対価は、医療費控除の対象になります。

・次回の証明書等があればそれに係る費用も医療費控除の対象になります。

・温泉療養証明書

・「治療」でないものは控除の対象になりません。

・介護保険法で定める指定介護老人福祉施設や居宅サービスの一部も医療費控除の対象になります。

・特定健康診査の結果、医師の指示により行われる保健指導および治療の対価は、医療費控除の対象になります。

・次回の証明書等があればそれに係る費用も医療費控除の対象になります。

・温泉療養証明書

・「治療」でないものは控除の対象になりません。

・介護保険法で定める指定介護老人福祉施設や居宅サービスの一部も医療費控除の対象になります。

・特定健康診査の結果、医師の指示により行われる保健指導および治療の対価は、医療費控除の対象になります。

・次回の証明書等があればそれに係る費用も医療費控除の対象になります。

・温泉療養証明書

・「治療」でないものは控除の対象になりません。

・介護保険法で定める指定介護老人福祉施設や居宅サービスの一部も医療費控除の対象になります。

・特定健康診査の結果、医師の指示により行われる保健指導および治療の対価は、医療費控除の対象になります。

・次回の証明書等があればそれに係る費用も医療費控除の対象になります。

・温泉療養証明書

・「治療」でないものは控除の対象なりません。

・介護保険法で定める指定介護老人福祉施設や居宅サービスの一部も医療費控除の対象になります。

・特定健康診査の結果、医師の指示により行われる保健指導および治療の対価は、医療費控除の対象になります。

●家屋に関するもの				
No	書類の名称	新築	中古	増改築等
①	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	○	○	○
②	住民票の写し(平成21年発行のもの)	○	○	○
③	家屋の登記全般事項証明書	○	○	○
④	工事請負契約書(写)または建物の完買契約書(写)	○	○	○
⑤	【古家屋が建築後20年(耐火建築物である家屋は25年)を超えている場合】・耐震基準適合証明書(その家屋の取得後2年内にその認定のための家の構造が終了したもの)			
⑥	・住宅性能評価証明の写し(その家屋の取得後2年内に評価されたもの。等級2または等級3であるもの)			
⑦	【増改築等の場合】・建築確認済証(写)、検査済証(写)もしくは検査機関や建築士等の申請書等工事認証書		○	○
⑧	【パリアフリー改修工事で下記の場合】・介護保険の被保険者証(手)…要介護認定または要支援認定を受けている場合(既往歴を含む)			
⑨	・住民票(写)…65歳以上の親族と同居している場合(同居する親族について表示されているもの)			
⑩	補助金等、住宅介護住宅改装費、介護予防住宅改装費を明らかにする書類(8の建築士等の増改築等工事認証書でも可)			○

●敷地に関するもの(敷地の購入に関する借入金がある場合にのみ添付が必要となります)なあれば、敷地のみに関する借入金がある場合には、敷地の購入に関する借入金の年末残高証明書の添付も必要となります)

No	書類の名称	家屋と敷地を一括で購入(半吉を含む)新築の日前2年以内に購入	新築の日前に一括で購入条件付きで購入先行取扱
⑪	敷地の登記全部事項証明書	○	○
⑫	売買契約書(写)または敷地の分譲に関する契約書(写)	○	○
⑬	家屋に抵当権が設定されていることがわかる書類(写)でも可)		
⑭	建物条件がわかる書類(写)でも可)		
⑮	(中古の場合で複数の承認がある場合)債務の承認に関する契約書(写)	○	

【事業収入のある方】
・郵便局、保険会社からの個人年金支払明細書
・源泉徴収票
・還付申告をする方で、源泉徴収票の住所や氏名が変わった場合は住民票を添付
・給与や年金の収入がある方】
・源泉徴収票
【給与や年金の収入がある方】
・還付申告をした方は計算書を作成して申告の際にお持ちください
・合計金額を記載した計算書
・合計金額を記載した計算書
【医療費控除を受ける方】
・医療費の領収書と健保保険からの支給額を確認できるもの
・介護保険料等の支払いを確認できるもの(市内に転入する前に支払ったもの)
・障害者手帳、障害者控除対象者認定書
・生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、損害保険料の控除証明書
・寄付金の受領書(寄付先の団体によっては、その団体が適格である旨を証明する書類が必要となります)
【医療費控除を受ける方】
・医療費の領収書と健保保険からの支給額を確認できるもの
・介護保険料等の支払いを確認できるもの(市内に転入する前に支払ったもの)
・障害者手帳、障害者控除対象者認定書
・生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、損害保険料の控除証明書
・寄付金の受領書(寄付先の団体によっては、その団体が適格である旨を証明する書類が必要となります)
【医療費控除を受ける方】
・医療費の領収書と健保保険からの支給額を確認できるもの
・介護保険料等の支払いを確認できるもの(市内に転入する前に支払ったもの)
・障害者手帳、障害者控除対象者認定書
・生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、損害保険料の控除証明書
・寄付金の受領書(寄付先の団体によっては、その団体が適格である旨を証明する書類が必要となります)

【事業収入のある方】
・郵便局、保険会社からの個人年金支払明細書
・源泉徴収票
・還付申告をする方で、源泉徴収票の住所や氏名が変わった場合は住民票を添付
・給与や年金の収入がある方】
・源泉徴収票
【給与や年金の収入がある方】
・還付申告をした方は計算書を作成して申告の際にお持ちください
・合計金額を記載した計算書
・合計金額を記載した計算書
【医療費控除を受ける方】
・医療費の領収書と健保保険からの支給額を確認できるもの
・介護保険料等の支払いを確認できるもの(市内に転入する前に支払ったもの)
・障害者手帳、障害者控除対象者認定書
・生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、損害保険料の控除証明書
・寄付金の受領書(寄付先の団体によっては、その団体が適格である旨を証明する書類が必要となります)
【医療費控除を受ける方】
・医療費の領収書と健保保険からの支給額を確認できるもの
・介護保険料等の支払いを確認できるもの(市内に転入する前に支払ったもの)
・障害者手帳、障害者控除対象者認定書
・生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、損害保険料の控除証明書
・寄付金の受領書(寄付先の団体によっては、その団体が適格である旨を証明する書類が必要となります)

※インフルエンザの予防接種な

・申告相談は申告予備日も含め、各旧町単位で行います。

・申告会場では、受付で番号札を受け取り、自分の順番をお待ちください。

次ページに続きます。